

ホーチミン市における日本産農林水産物・食品のプロモーション及び大型集中商談会
出品案内書

ジェトロ・ホーチミン事務所では、ベトナム農林水産物・食品輸出支援プラットフォームの活動の一環として、2027 年 1 月、「ホーチミン市における日本産農林水産物・食品のプロモーション及び大型集中商談会（以下「本事業」）」を下記のとおり開催します。本事業は、一般消費者向けのプロモーションを実施するとともに、その結果の活用や料理提供等、対象産品の特徴を伝える工夫を凝らした商談会を開催することにより、現地消費者・関係事業者の日本産農林水産物・食品に対する理解の促進と、商流の構築を図ることを目的としています。

ベトナムへの輸出・販路拡大を検討されている事業者の皆様からの積極的なご応募をお待ちしております。

記

1. 開催概要

(1) 全体概要

- ① 概要：公募により選定した日本の事業者等の日本産農林水産物・食品等（以下「出品物」）を対象に、ホーチミン市内のレストランにおける一般消費者向けプロモーションを実施するとともに、非日系を中心とした現地バイヤー（レストラン、卸売、小売等の購買担当者等）との商談会を開催する。
- ② 主催：ジェトロ・ホーチミン事務所
- ③ 運営：LOTUS FOOD GROUP JOINT STOCK COMPANY（以下②と③を合わせて「商談会運営事務局」）

(2) プロモーションパート

- ① 概要：一般消費者を対象に、出品物を使用した料理（ランチプレート・ディナーコース）の提供や出品物そのものの販売（小売）を実施し、販売数量や消費者の反応等のデータ収集を行う。
- ② 開催期間：2027 年 1 月 6 日（水）～19 日（火）
- ③ 開催場所：TENKU（Landmark 81 67 階）
（ベトナム国ホーチミン市タインミータイ坊ディエンビエンフー通り 720A Landmark 81 ビル 67 階）

(3) 商談会パート

- ① 概要：非日系を中心とした現地の食品バイヤー等（レストラン、卸売、小売等の購買担当者）を招き、出品物を使用した料理の実食提供を交えながら、出展者との個別マッチング商談（日越通訳付き、1 件あたり 30 分目安）を実施する。

- ② 開催期間：2027 年 1 月 21 日（木）～22 日（金）
- ④ 開催場所：TENKU（Landmark 81 67 階）
（ベトナム国ホーチミン市タインミータイ坊ディエンビエンフー通り 720A Landmark 81 ビル 67 階）

2. 出品の要件

- （１） 出品しようとする商材がベトナムで販売可能な日本産農林水産物・食品又は日本産原料を使用して海外で生産された農林水産物・食品であること。主としてホテル・レストラン・小売向け商品を想定する。現時点で想定している商材例は以下の通り。
 - ① 畜産物（牛肉、豚肉、鶏肉、畜産加工品、牛乳・乳製品）
※ 厚生労働省の対ベトナム取扱施設の施設登録が完了しているものが必須条件
 - ② 水産物（ホタテ、サーモン、マグロ、ブリ、カンパチ、タイ、アジ、カキほか）、水産加工品
※ 水産庁の対ベトナムの最終処理加工施設として登録を行っていることが必須条件
 - ③ 緑茶・抹茶等のお茶類、冷凍和スイーツ（だんご、わらびもちなど）、菓子類ほか
 - ④ 日本産米（パックごはんを含む）、調味料（味噌・醤油等）、加工食品全般
 - ⑤ 日本酒や焼酎、ビール、ワイン、ウイスキーなどのアルコール類や清涼飲料水などの飲料
- （２） 出品目的が商談による取引先の発掘・継続取引であること。プロモーションや調査が主目的ではないこと。
- （３） プロモーションパート及び商談会パートの両方に参加すること。
- （４） 応募時に以下の事前資料を提出できること。
 - ① 会社概要（PDF 可、英・越版があれば尚可）
 - ② 商品パンフレット（PDF 可、英・越版があれば尚可）
 - ③ 商品規格書（PDF に加え、編集可能な Excel 等のファイルも必須。英・越版があれば尚可）
 - ④ 価格見積書（PDF に加え、編集可能な Excel 等のファイルも必須。英・越版があれば尚可）

（注１）事前資料は日本語で作成・提出可能。

（注２）本事業における商談用資料は、①「申し込みフォームに入力された出品物情報」および②上記の提出書類（４点）で構成されます。
- （５） 以下の本事業での出品物の種類と取り扱いについて理解し、同意すること。「製品自己公表」が必要な場合は関係書類の提出等に協力すること。
 - プロモーション対象となる出品物（出品物①）：各出展者につき必須 1 点のみ。一般消費者向けプロモーションおよび商談会の双方で使用し、主催者側でベトナム現地での「製品自己公表」を行う。ただし、出品物①が既にベトナム現地での「製品自己公表」を実施済みの場合は、主催者側でベトナム現地での「製品自己公表」を行わない。
 - その他の出品物（出品物②～⑤）：商談会（BtoB）での提案用として、追加で最

大 4 点（任意、出品物①と合わせて合計最大 5 点まで）の出展が可能。その他の出品物については製品自己公表を行わない。

（６） 出品しようとする商材がベトナムにおいて正規通関可能な商材であり、日本からベトナムへの輸送に関して、以下の取り扱いに同意すること。

- プロモーション対象の出品物（出品物①）：
指定期日までに、日本国内（出品物が既にベトナム国内で流通している商材の場合は、ベトナム国内）の指定集積場所に納品すること。
- その他の出品物（出品物②～⑤）：商談会当日に使用するサンプル・展示用現物は、各出展者が自社責任および費用負担において、商談会場まで輸送・持参すること。

【免責事項】

プロモーション対象の出品物の指定集積場所までの輸送や、その他の出品物の輸送にあたり、輸送中に生じた破損、紛失、遅延、盗難、または通関に関するトラブル（通関遅延、税関による差し止め等）について、商談会運営事務局は一切の責任を負いません。商材の不着や状態不良によって商談機会が失われた場合であっても、商談会運営事務局は代替機会の提供や損失補填などの対応は行いませんので、あらかじめご了承ください。

- （７） 本事業の期間中、担当者がバイヤーと数量・金額・納品方法等の交渉、その他の取引条件の提示等といった具体的な商談を行い、その成果をジェットロに報告すること（商談会では商談会運営事務局にて日越通訳を手配予定）。
- （８） 商談会当日は会場に終日在席可能であること。
- （９） ジェットロが成果把握の為にを行うアンケート等に協力すること。
- （１０） 事業参加後も海外からの引き合いに対応可能な担当者がいて、商談会後のインポーターやバイヤーからの問合せ等に対応可能であること。

3. 費用負担

出品料は無料です。ただし、以下の諸経費はすべて出展者の自己負担となります。

- 渡航費、現地宿泊費、交通費
- プロモーション対象の出品物（出品物①）に関する製品自己公表用およびメニュー開発用サンプル費用、並びに日本又はベトナム国内の指定集積場所への輸送費
- その他の出品物（出品物②～⑤）の輸送費、渡航時の持参費用、現地持ち込みに関わる諸経費
- その他、自社都合により発生する通信費・商談準備費用

4. 応募方法

下記のリンクから「申し込みフォーム」に必要事項を記入し、商談会運営事務局へ提出してください。

【申し込みフォーム】

<https://forms.cloud.microsoft/r/PLxBBaT7PL>

(注) 2 (4) に記載の事前資料については、応募者様にクラウドストレージに格納していただき、商談会運営事務局がダウンロードします。詳細は申し込みフォームをご確認ください。

応募締切：2026 年 10 月 29 日（木）日本時間 17:00 必着

応募後のスケジュールについては「5. スケジュール」を参照ください。

5. スケジュール

日程（目安）	内容	対象・留意事項
2026 年 10 月 29 日（木）	出品申込締切	Microsoft Forms より申請
11 月 4 日（水）前後	出品者選考結果通知	応募者全員へ参加可否を通知
11 月 6 日（金）前後	出品者向けオンライン説明会	採択企業向けに事業詳細・準備事項を説明
11 月 11 日（水）	商品登録向け書類提出締切	プロモーション対象の出品物（出品物①）のみ
11 月 14 日（土）必着	商品登録向けサンプル納品締切	プロモーション対象の出品物（出品物①）（指定場所へ送付）
11 月中旬～12 月下旬	出品物①製品自己公表、メニュー開発・試作、プロモーション準備	事務局および実施店舗にて進行
2027 年 1 月 6 日（水）～19 日（火）	プロモーションパート開催	レストラン「TENKU」にて 14 日間実施
2027 年 1 月 21 日（木）～22 日（金）	商談会パート開催	レストラン「TENKU」にて開催。 ※その他の出品物（出品物②～⑤）はこの会期に合わせて各自持参。

6. 出品者選考

申込時に登録された情報を基に、以下の点等を考慮して、商談会運営事務局内で協議の上、ジェトロにて出品者を選考します（選考の詳細は回答致しかねます）。なお、フラッグシップ輸出産地（注）の生産する産品やフラッグシップ輸出産地の生産する産品を原材料として使用した商品を出品する場合

は、選考時に高く評価します。

- ① 2の出品の要件を満たしているか
- ② 出品物の受容性・販路開拓可能性（出品物の品質、価格、物流面での要件等が現地で受け入れられるものか）
- ③ 出品物の認証取得および知的財産保護への対応状況
- ④ 応募者・出品物の新規性（輸出の裾野拡大に繋がるような、新たに輸出に取り組もうとする企業や新たな出品物か）
- ⑤ 応募者の輸出に取り組む姿勢（戦略・目標、出品に向けた取り組み）

（注）海外の規制やニーズに対応して継続的に農林水産物等の輸出に取り組み、輸出取組の手本となる産地を、農林水産省が「フラッグシップ輸出産地」として認定しています。

参考：https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/qfp/flagship_yusyutsu.html

7. 留意事項

- （1） 本事業の実施に当たりご提出いただいた情報は、ジェトロ及び運営事業者において適切に管理し、本事業の実施以外の目的で使用することはありません。
- （2） 本案内の記載に反する行為があった場合や、申し込みフォームに虚偽の記載をした場合、お申し込みを無効とし出品をお断りすることがあります。
- （3） プロモーションパートで提供する出品物の料理構成は、商談会運営事務局が決定します。
- （4） 商談会パートの商談スケジュールは、来場予定バイヤーの関心品目等を踏まえ、商談会運営事務局にて調整し決定します。
- （5） 本事業の実施に当たり商談相手又はジェトロから提供された情報および資料は、お客様限りで使用するものとし、当該情報等を第三者に提供してはいけません。ただし、提供者の明示の承諾がある場合には、この限りではありません。
- （6） 本事業に関する映像、画像、テキスト、音声若しくは関連資料等のコンテンツの全部又は一部に関する著作権は、ジェトロ、その他の著作権者に帰属します。
- （7） ジェトロは、本事業の成果（お客様に関する成果を含みます。）又は本コンテンツの全部若しくは一部を、その裁量により公表する場合があります。

8. 免責規定

- （1） ジェトロは、以下の各号に該当する場合、本イベントの提供日時、内容を変更し、本イベントサービスの全部又は一部の提供を予告なく中止し、又は、お客様の参加を中止させることがあります。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
 - ① 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき

- ② 利用条件から外れるなど、お客様の状況が変化したとき
 - ③ 前号のほか、お客様がジェトロの指示、条件又はジェトロとの合意事項に違反したとき
 - ④ お客様の PC 等の端末環境、インターネット回線およびアプリケーションの状況にセキュリティ等のリスクが存在するとき
 - ⑤ お客様が、反社会的勢力に実質的に関与していることが判明した場合
 - ⑥ お客様が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが、著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき
 - ⑦ 出品物にフラッグシップ輸出産地の生産する産品やフラッグシップ輸出産地の生産する産品を原材料として使用した商品が含まれないとき
 - ⑧ 前各号に定める他、ジェトロが相当と判断したとき
- (2) 商談会会期中およびその前後に、傷病、事故、盗難、破損等が発生したとしても、ジェトロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。

9. 問い合わせ先

- (1) 事業内容に関する問い合わせ先（日本語・ベトナム語・英語可）

商談会運営事務局（担当：佐藤、ユン）

E-mail: assistant.lotus@lotusgroup.com.vn

- (2) ベトナム農林水産物・食品輸出支援プラットフォームの活動全般に関する問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）ホーチミン事務所

ベトナム農林水産物・食品輸出支援プラットフォーム（担当：鳥海、サム）

Tel : +84-28-3821-9363

E-mail : vnpf_japanfood@jetro.go.jp

<https://www.jetro.go.jp/agriportal/platform/vn.html>

【輸出に関する規制関連のお問い合わせ】

- ・ 農林水産物・食品輸出相談窓口

TEL : 03-3582-5646 <受付時間> 平日 9 時～12 時/13 時～17 時（祝祭日・年末年始を除く）

https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods.html

- ・ 最寄りのジェトロでもご相談を受け付けています。（国内事務所一覧）

<http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list>

以上